三　法第四十一条の三十九の規定による届出があったとき。	一　登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　休止し、又は廃止する放射線取扱主任者定期講習業務の範囲 三　放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた放射線取扱主任者定期講習業務の範囲及びその期間
五　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二　自ら行うものとする放射線取扱主任者定期講習業務の範囲及びその期間
六　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行っていた放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする放射線取扱主任者定期講習業務の範囲

第十一章　登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関

（登録の申請）

第百二十二条　法第四十一条の四十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

ハ　法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ニ　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの

［一章十一条を加える。］

三　［同上］	一　登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　休止し、又は廃止する定期講習業務の範囲 三　定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた定期講習業務の範囲及びその期間
五　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二　自ら行うものとする定期講習業務の範囲及びその期間
六　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行っていた定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　定期講習業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする定期講習業務の範囲